

四半期報告書

(第2期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	7

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20

2 株価の推移	20
---------	----

3 役員の状況	21
---------	----

第5 経理の状況	22
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26

2 その他	36
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	37
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第2期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
【英訳名】	United Technology Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若山陽一
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5447-1711
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部 部長 小林真人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5447-1711
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部 部長 小林真人
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第1期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	13,720,019	51,787,207
経常利益(千円)	408,880	3,473,244
当期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△4,563,335	1,203,593
純資産額(千円)	9,172,967	14,685,495
総資産額(千円)	41,851,753	47,067,302
1株当たり純資産額(円)	32,385.18	58,925.52
1株当たり当期純利益金額又は四 半期純損失金額(△)(円)	△21,497.69	5,725.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	5,616.32
自己資本比率(%)	16.4	26.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△1,339,422	3,319,342
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,540,068	△9,680,491
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	729,625	12,104,763
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	8,559,297	7,611,348
従業員数(人)	6,523	6,536

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税は含まれておりません。

3. 第2期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	6,523
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員及び契約社員を含んでおります。)であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	16
---------	----

(注) 従業員数は、就業人員(他社から当社への出向者を含んでおります。)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
製造装置事業(千円)	4,538,313	8,833,744
合計(千円)	4,538,313	8,833,744

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
製造装置事業(千円)	4,538,313	8,833,744
合計(千円)	4,538,313	8,833,744

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)受注実績

当第1四半期連結会計期間の受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、アウトソーシング事業においては、受注時の業務量をその後の顧客の要望に合わせて変更することが多いため、記載しておりません。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
製造装置事業(千円)	4,538,313	8,833,744
合計(千円)	4,538,313	8,833,744

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
アウトソーシング事業(千円)	6,787,474
製造装置事業(千円)	6,932,545
合計(千円)	13,720,019

(注) 1. 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
AG Semiconductor Limited	2,200,527	16.0

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会においてBNP Paribas Arbitrage S.N.Cを割当先とした第1回転換社債型新株予約権付社債の発行について決議し、平成20年6月2日に実行完了しました。その内容については以下のとおりです。

(1) 第1回転換社債型新株予約権付社債の名称

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社第1回転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

(2) 募集社債の総額:金6,300,000,000円（額面総額6,300,000,000円）

(3) 各募集社債の金額:1,000,000円

(4) 各募集社債の払込金額:各募集社債の額面金額の100%

(5) 各新株予約権の払込金額:本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(6) 利息に関する事項

① 本社債の利息は2008年6月2日（その日を含む。）から2011年6月2日（その日を含まない。）までこれを付し、2008年12月2日を初回として、その後毎年6月2日及び12月2日の2回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（2008年6月2日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間及び連続する各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（その日を含まない。）までの期間をいう。以下同じ。）についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが営業日（東京及びロンドンにおける銀行営業日をいう。以下同じ。）でない場合、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げ、利息は、本但書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われる。いずれかの利息期間の一部について支払われるべき利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

② 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らない。

a. 利率基準日（以下に定義する。）の翌営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、当社は、当該利息期間に関して、その初日の2ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（最初の利息期間については、2008年5月29日）（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁（以下に定義する。）に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオファード・レート（必要な場合は、小数点第5位以下を四捨五入する。）を確認する。当該利息期間の適用利率は、当社が確認した上記オファード・レートとする。

b. 本要項において、以下の用語は以下の意味を有する。

(a) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

(b) 「ロイターLIBOR01頁」とは、円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するロイター（もしくはその承継サービス）のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁または円預金の英国銀行協会利息決済レートに相当する率を表示するための情報源として当社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。

c. 各本社債の利息は、(a)当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日（かかる利払日がない場合には2008年6月2日）以降又は(b)本社債が償還された場合には、償還日以降、これを付さない。但し、(b)の場合において、本社債の償還のための手続きが適式に行われたにもかかわらず、元本の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合は、この限りでない。

(7) 申込期日:2008年6月2日

(8) 本社債の払込期日:2008年6月2日

(9) 本新株予約権の割当日:2008年6月2日

(10) 募集の方法

第三者割当ての方法により、全額BNP Paribas ArbitrageS.N.Cに割り当てる。

(11) 物上担保・保証の有無

本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(12) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内及び海外で発行する他の社債（新株予約権付社債を含む。）に担保権を設定する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。

(13) 本社債の地位

本社債は、本要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先又は劣後することなく、同順位である。

(14) 償還の方法及び期限

① 本社債は、2011年6月2日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面金額の100%で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第②号乃至第④号に定めるところによる。

② 140%コールオプション条項による繰上償還

2009年6月2日以降、当社普通株式の終値が、20連続取引日において第(18)項第③号に定める行使価額の140%以上であった場合、当社は、その選択により、当該20連続取引日の最終日から20日以内に、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の30営業日前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面金額の100%で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」という。）が開設されている日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない（以下同じ。）。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、ジャスダック証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう（以下同じ。）。

③ 株価が行使価額を下回る場合の繰上償還

当社普通株式の終値が、20連続取引日において第(18)項第③号で定める行使価額を下回った場合、当社は、その選択により、当該20連続取引日の最終日から20日以内に、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の30営業日前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面金額の110%で繰上償還することができる。

④ 本新株予約権付社債の社債権者の選択による繰上償還

2010年6月2日以降、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して、償還すべき日の30営業日前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面金額の110%で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。

⑤ 買入消却

当社または当社の子会社は、随時本新株予約権付社債を買い入れ、消却することができる。

⑥ 償還すべき日が営業日でないときは、その翌営業日にこれを繰り下げる。

(15) 資金調達の使途

調達する資金のうち6,000,000,000円は、BNPP社と当社との間で締結された平成20年3月27日付コミットメントライン契約に基づいて、平成20年4月2日に実行した6,000,000,000円の当社の借入金の返済に充当。その他、リファイナンスに費用及び運転資金に充当。

(16) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

① 当社が本要項に定める本社債の元本の支払を懈怠し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後5日以内にその支払を行わないとき。

② 当社が本要項中の重要な約束、合意又は条件に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。

③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が100,000,000円を超えない場合は、この限りではない。

⑤ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。

⑥ 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(17) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は6,300個とし、合計6,300個の本新株予約権を発行する。

(18) 本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第③号記載の行使価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。

② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

③ 行使価額

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初、2008年5月19日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格とする。

④ 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式}}$$

⑤ その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

⑦ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号a.記載の資本金等増加限度額から本号a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油や穀物等の資源高騰や、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な信用不安の高まりの中で、個人消費や設備投資が鈍化するなど世界経済の先行きは依然不透明な状況となっております。

この間にあって当社グループの主要顧客となる半導体業界では、DRAM、NAND型フラッシュ・メモリなどの価格低下も底打ち感はあるものの設備投資は鈍い動きとなり回復には至っておりません。また、FPD（フラット・パネル・ディスプレイ）業界においても成長が続く中、熾烈な価格競争が続いております。

当社グループが主な事業を行う人材業界では、「2009年問題」や業界の一部で不祥事があったことに起因するイメージ低下に加え、企業の正社員雇用が増加傾向にあり、厳しい採用環境が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは既存顧客に対するサービスの充実を図りつつ、技術力の向上による高付加価値化を實踐し、引き続き厳格なコストダウンを実施する取組みを行ってまいりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① アウトソーシング事業

アウトソーシング事業におきましては、半導体業界の低迷に加え、企業における正社員雇用の拡大や業界のイメ

ージ低下などにより、技術職社員の採用を取巻く環境は厳しさを増しております。こうした中、技術職社員の教育やキャリアパスの構築に注力した結果、引き続き低い離職率を維持することができました。また、継続的な経費低減活動により販管費の上昇を抑えることが出来ましたが、一方で顧客の一部において生産調整があったことにより売上に影響を与えました。

② 製造装置事業

製造装置事業におきましては、半導体業界の低迷やFPD業界での価格競争の激化によって売上総利益率は減少しましたが、大型案件の検収が上がったことなどが、売上に大きく貢献いたしました。

③ 設計開発事業

設計開発事業※におきましては、エンジニアの不足感が恒常化する中で、稼働率の向上に努めた結果、利益の獲得につながりました。

※当社グループにおいて、設計開発事業は重要なセグメントの一つとして位置づけておりますが、事業の種類別セグメント情報上は、アウトソーシング事業の一事業として取り扱っております。

その結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高13,720百万円、営業利益780百万円、経常利益408百万円、四半期純損失におきましては、4,563百万円となりました。

(2) キャッシュフローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当期首より947百万円増加し、8,559百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュフローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュフロー)

営業活動の結果使用した資金は、1,339百万円となりました。これは主に、仕入債務の減少額447百万円及び法人税等の支払額1,296百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュフロー)

投資活動の結果獲得した資金は、1,540百万円となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入1,471百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュフロー)

財務活動の結果獲得した資金は、729百万円となりました。これは主に、社債の発行による収入6,299百万円、短期借入金の純減少額4,506百万円及び配当金の支払額506百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000
計	800,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	214,204	214,204	ジャスダック証券取引所	—
計	214,204	214,204	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成16年6月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	232
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,322(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 167,913円
新株予約権の行使期間	平成19年4月2日から 平成21年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 167,913円 資本組入額 83,957円
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社及び当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、当社及び当社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</p> <p>2 その他の権利行使の条件は平成16年6月26日開催の定時株主総会及び平成16年8月9日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記の他、当社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

② 平成17年6月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	594
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,385(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 105,264円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 105,264円 資本組入額 52,632円
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社及び当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、当社及び当社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</p> <p>2 その他の権利行使の条件は平成17年6月25日開催の定時株主総会及び平成17年11月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記の他、当社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

③ 平成17年6月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	142(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 118,246円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 118,246円 資本組入額 59,123円
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社及び当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、当社及び当社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</p> <p>2 その他の権利行使の条件は平成17年6月25日開催の定時株主総会及び平成17年11月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記の他、当社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

④ 平成17年6月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	456(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 218,422円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 218,422円 資本組入額 109,211円
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社及び当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、当社及び当社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</p> <p>2 その他の権利行使の条件は平成17年6月25日開催の定時株主総会及び平成17年11月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記の他、当社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

平成19年4月2日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社エイペックスの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として平成19年4月2日に交付したものであります。

① 新株予約権（平成15年11月14日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	284
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	852(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 33,334円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年4月2日から 平成25年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 33,334円 資本組入額 16,667円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が新株予約権発行日(以下、「発行日」という。)後に株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができます。

- 2 発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使により新株式を発行する場合を除く。)又は自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、時価を下回る価額で自己株式の処分が行われる場合、次の調整式において既発行株式数から処分する自己株式数を控除します。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、発行日後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができます。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の発行時において株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあり、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要します。但し、株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社の取締役、監査役又は従業員が任期満了による退任又は定年による退職により株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社における当該地位を失った場合はこの限りではありません。また、その他正当な理由のある場合には、新株予約権の数及び行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合も同様とします。
- (2) 新株予約権の発行時において株式会社エイペックスの業務提携先企業（以下、「同社」という）の代表取締役又は株式会社エイペックスへの同社出向社員の立場にあり、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当該業務提携先企業の取締役又は当社への同社出向社員の立場にあることを要します。但し、株式会社エイペックスへの同社出向社員が当社に入社し、当社従業員の地位を得た場合はこの限りではありません。また、その他正当な理由のある場合には、新株予約権の数及び行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合も同様とします。
- (3) 割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めないものとします。
- (4) その他権利行使の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとします。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

① 平成20年5月16日臨時取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高(千円)	6,300,000
新株予約権の数(個)	6,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,352
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1、2	138,913.23
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月2日 至 平成23年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 138,913.23 資本金組入額 69,456.62
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない
代用払込みに関する事項	各新株予約権の行使に際しては、各社債を出資するものとし、行使に際して払い込むべき金額は、当該社債の額面金額と同額とする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

2. (1) 行使価格の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式}}$$

(2) 行使価格調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。)その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式もしくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定した時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認をした日までに行使請求をした者のうち、調整後の行使価額により本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価格} - \text{調整後行使価格}}{\text{調整後行使価格}} \times \text{調整前行使価格により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
② 行使価額調整式で使用する時価は、138,913.23円とする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換により行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	33	214,204	173	2,057,944	173	2,457,944

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式数が195株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,250千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

1. 当第1四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成20年5月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年5月15日現在で12,339株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	12,339	5.76

2. 当第1四半期会計期間において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成20年6月5日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年5月30日現在で10,834株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	10,834	5.06

3. 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から平成20年7月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月30日現在で17,564株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、フィデリティ投信株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	17,564	8.20

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,911	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 212,260	212,260	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	214,171	—	—
総株主の議決権	—	212,260	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」欄の株式数には証券保管振替制度による失念株式10株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同制度による失念株式に係る議決権の数10個は含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本エイム株式会社	東京都品川区北品川4-7-35	1,911	—	1,911	0.89
計	—	1,911	—	1,911	0.89

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	153,000	151,000	136,000
最低(円)	92,000	108,000	93,100

（注） 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,559,297	7,611,348
受取手形及び売掛金	10,288,795	10,258,353
商品	3,138,361	3,386,651
製品	282,631	330,333
原材料	114,942	116,980
仕掛品	549,166	396,428
繰延税金資産	294,127	453,443
その他	2,681,034	2,086,667
貸倒引当金	△55,679	△50,724
流動資産合計	25,852,676	24,589,482
固定資産		
有形固定資産	※1 2,814,218	※1 2,783,512
無形固定資産		
のれん	5,047,539	5,058,837
その他	352,064	370,862
無形固定資産合計	5,399,603	5,429,700
投資その他の資産		
投資有価証券	5,011,373	11,513,026
繰延税金資産	246,243	228,211
その他	2,504,614	2,497,515
投資その他の資産合計	7,762,232	14,238,753
固定資産合計	15,976,054	22,451,965
繰延資産	23,022	25,854
資産合計	41,851,753	47,067,302
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,973,302	6,411,255
短期借入金	14,472,666	18,979,000
未払費用	1,395,242	1,578,705
未払法人税等	377,729	1,317,598
未払消費税等	303,817	417,158
前受金	2,006,505	1,919,803
引当金	248,931	232,706
その他	1,079,600	933,400
流動負債合計	25,857,793	31,789,627
固定負債		
社債	6,300,000	—
引当金	291,125	276,334

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負ののれん	150,963	152,976
その他	78,903	162,867
固定負債合計	6,820,993	592,179
負債合計	32,678,786	32,381,806
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,057,944	2,057,770
資本剰余金	8,433,817	8,433,643
利益剰余金	△2,755,403	2,378,911
自己株式	△447,734	△447,734
株主資本合計	7,288,623	12,422,591
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△390,180	102,506
為替換算調整勘定	△23,296	△17,566
評価・換算差額等合計	△413,476	84,939
少数株主持分	2,297,820	2,177,965
純資産合計	9,172,967	14,685,495
負債純資産合計	41,851,753	47,067,302

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	13,720,019
売上原価	11,722,783
売上総利益	1,997,235
販売費及び一般管理費	※ 1,216,636
営業利益	780,598
営業外収益	
受取利息	4,534
受取配当金	7,233
為替差益	102,810
その他	11,829
営業外収益合計	126,408
営業外費用	
支払利息	57,987
支払手数料	421,837
持分法による投資損失	7,903
その他	10,398
営業外費用合計	498,126
経常利益	408,880
特別利益	
前期損益修正益	77,865
投資有価証券売却益	170,920
違約料収入	95,729
その他	8,262
特別利益合計	352,778
特別損失	
投資有価証券評価損	4,517,278
自己新株予約権消却損	138,000
その他	6,978
特別損失合計	4,662,257
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,900,597
法人税、住民税及び事業税	372,775
法人税等調整額	143,325
法人税等合計	516,101
少数株主利益	146,636
四半期純損失(△)	△4,563,335

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△3,900,597
減価償却費	94,003
のれん償却額	68,677
負ののれん償却額	△2,012
創立費償却額	400
株式交付費償却	2,709
自己新株予約権消却損	138,000
支払手数料	421,837
社債発行費償却	271
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,962
賞与引当金の増減額 (△は減少)	58,424
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△8,000
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△34,200
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5,583
受取利息及び受取配当金	△11,767
支払利息	57,987
投資有価証券評価損益 (△は益)	4,517,278
投資有価証券売却損益 (△は益)	△170,920
為替差損益 (△は益)	△14,994
持分法による投資損益 (△は益)	7,903
固定資産除却損	268
売上債権の増減額 (△は増加)	△29,500
前払費用の増減額 (△は増加)	△29,549
たな卸資産の増減額 (△は増加)	187,580
仕入債務の増減額 (△は減少)	△447,643
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△112,313
未払費用の増減額 (△は減少)	△181,676
預り金の増減額 (△は減少)	154,080
前受金の増減額 (△は減少)	86,728
その他	△854,087
小計	9,433
利息及び配当金の受取額	9,298
利息の支払額	△62,131
法人税等の支払額	△1,296,023
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,339,422

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△62,742
無形固定資産の取得による支出	△2,310
営業譲受による支出	△44,100
投資有価証券の取得による支出	△600
投資有価証券の売却による収入	1,471,035
投資有価証券の償還による収入	45,000
非連結子会社の減資に伴う配当金の受取額	29,000
貸付けによる支出	△19,000
貸付金の回収による収入	122,771
差入保証金の増減額 (△は増加)	△4,684
その他	5,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,540,068
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△4,506,334
社債の発行による収入	6,299,728
長期未払金の返済による支出	△369
株式の発行による収入	69
新株予約権の発行による収入	12,000
新株予約権の取得による支出	△150,000
支払手数料の支出	△418,888
配当金の支払額	△506,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	729,625
現金及び現金同等物に係る換算差額	17,677
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	947,949
現金及び現金同等物の期首残高	7,611,348
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,559,297

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>棚卸資産</p> <p>当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、従来の原価法から原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ売上総利益、営業利益及び経常利益がそれぞれ50,067千円減少し、税金等調整前四半期純損失が50,067千円増加しております。</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、平成20年4月1日以降にリース取引開始となる契約からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>この結果、従前の方法によった場合に比べ、有形固定資産に与える影響はなく売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響もありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、一部の連結子会社で実地棚卸を省略し前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。
4. 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去	連結会社相互間の債権の額と債務の額に差異が見られる場合には、合理的な範囲内で当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去しております。 取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しいときには、親会社の金額に合わせる又は金額の大きい方に合わせる方法により相殺消去しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 214,204株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式(注) 1,911株

(注) 自己株式1,911株は、株式移転に伴い連結子会社が保有する当社株式によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

転換社債型新株予約権付社債(平成20年6月2日発行)

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 6,300株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 —

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 —

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	576,119	2,690	平成20年3月31日	平成20年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	アウトソーシング事業 (千円)	製造装置事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	6,787,474	6,932,545	13,720,019	—	13,720,019
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,510	75	12,585	(12,585)	—
計	6,799,984	6,932,620	13,732,604	(12,585)	13,720,019
営業利益	633,340	192,874	826,214	(45,615)	780,598

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分の主な事業の内容

アウトソーシング事業・・・国内メーカーの構内作業業務の請負

製造装置事業・・・中古製造装置及び新品製造装置の売買、製造及び技術サービスの提供

3. 会計処理方法の変更

(重要な資産の評価基準及び評価方法の変更)

棚卸資産

当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、従来の原価法から原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)に変更しております。

この結果従来の方法によった場合に比べて、製造装置事業において営業利益が50,067千円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	米国	アジア地域	その他	計
I 海外売上高 (千円)	2,375,139	944,140	91,710	3,410,991
II 連結売上高 (千円)				13,720,019
III 連結売上高に占める海外売上高 の割合 (%)	17.3	6.9	0.7	24.9

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. アジア地域の主な国 中国 韓国 台湾 シンガポール マレーシア

その他の主な国 フランス イギリス ドイツ

3. 当第1四半期連結会計期間より、連結売上高に対して米国での売上高比率が10%を超えたため、米国を別掲記載しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他の有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
株式	4,660,046	4,305,527	△354,518
合計	4,660,046	4,305,527	△354,518

(注) 1 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

2 その他有価証券で時価のあるものの減損処理については、当第1四半期連結会計期間において投資有価証券評価損を4,517,278千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	為替予約取引	1,171,855	1,170,620	1,235

(注) 時価の算定方法

為替予約取引：取引金融機関から提示された価格によっております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 32,385.18円	1株当たり純資産額 58,925.52円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 21,497.69円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(千円)	4,563,335
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	4,563,335
期中平均株式数(千株)	212,271
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権方式によるストックオプション 平成16年6月26日定時株主総会決議(新株予約権 232個) 平成17年6月25日定時株主総会決議(新株予約権 80個) 第1回転換社債型新株予約権付社債(券面総額6,300百万円)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

前連結会計年度と比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月14日

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 野口 哲生 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 原 伸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【会社名】	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
【英訳名】	United Technology Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若 山 陽 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役若山陽一は、当社の第2期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。